

近代化基金運営要領

公益社団法人長野県トラック協会

1. 近代化基金の基本的考え方

近代化基金の運用に当たっては、運輸事業振興助成交付金(以下「交付金」という。)の趣旨を遵守し、資金運用の効率化、管理システムの合理化等を配慮し、トラック運送事業の公平な振興を図るものでなければならない。

それがため、トラック運送事業の振興助成のために交付された交付金の一部を基金に積立てし、融資を通じトラック運送事業の近代化・合理化を図るとともに輸送力の増強を図り、地域経済の発展及び国民経済の安定に寄与するものである。

2. 近代化基金の運営機構

(1) 運営機構の基本理念

この近代化基金は、地方税法に定める軽油引取税の税率改正に伴い、トラック運送事業の近代化促進のための振興を図ることを目的に設定されたものである。

したがって、地方自治体から交付された交付金は、貴重な資金であるので基金の管理運用に当たっては、その責務の重大性を自覚し、業務運営全般にわたって公平適確を期するよう努めるものでなければならない。

さらにまた、業務運営については関係機関の意見を尊重し、監督機関の指導のもとに中立的立場を堅持するものとする。

(2) 交付金運営委員会

基金の運用については、上記の基本理念に基づき設置されている交付金運営委員会によって円滑な運営を行う。なお、この委員会の運営については、全日本トラック協会に設置されている経営改善委員会と緊密な連携をとり運営されるものとする。

(3) 交付金運営委員会に付託する任務

- ① 基金運営に係る契約等の基本的事項に関する事項。
- ② 融資に係る事業計画の適確性の検討及び指導に関する事項。
- ③ その他基金運用に附帯する一切の事項。

3. 基金業務の運営方法

(1) 融資事務については、トラック運送事業の振興を図るために、当協会と株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)と契約を締結するものとする。

(2) 基金による融資方法は、利子補給による融資制度とする。

(3) 利子補給の方法

この制度による融資については、基金運用益より次に定めるとおり利子を補給するものとする。

○貸出期間1年以上の融資の場合

① 一般融資による場合

イ. 共同体を対象とするもの 0.30%

ロ. 会員及びその持株会社を対象とするもの 0.30%

①-2 低公害車及び省エネ関連機器導入に係る融資の特例

イ. **環境対応車**(CNG・ハイブリッド車) 及び省エネ関連機器導入に係る融資の利子補給については、3. 基金業務の運営方法 (3) 及び①に拘らず基金運用益のほか、利子補給助成金等により次のとおり行うものとする。

利子補給率 0.30%

ロ. 前項の低公害車(CNG・ハイブリッド車)に適合する自動車検査証(写)又は省エネ関連機器の売買契約書(写)を添付する。

② ポスト新長期規制適合車導入に係る融資の特例

自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)及び粒子状物質(PM)の低減を図るため、国が定める最新の自動車排出ガス規制であるいわゆる「ポスト新長期規制」に適合する事業用貨物自動車を導入するための資金

イ. 共同体を対象とするもの 0.30%

ロ. 会員及びその持株会社を対象とするもの 0.30%

※融資実行後、ポスト新長期規制適合車に適合する自動車検査証(写し)を提出すること。

但し、公定歩合等の変化がある場合は、別途委員会で補給率を定めるものとする。なお、ここでいう共同体及び会員並びにその持株会社は、当協会の会員であることが前提条件となる。

(4) 当協会は、毎事業年度の一定期日に所定の様式に基づいて、融資申込みを公募(推薦)することができる。

(5) 公募の方法は、当協会より会員に対し文書をもって行うものとする。

(6) 当協会は、融資申込みを受理した場合は、速やかに事業計画の適確性等を検討し、妥当と判断されたもののうち、当協会の融資枠の範囲内において推薦決定を行い、融資申込者に通知するものとする。

(7) 当協会において融資推薦決定した場合は、所定の様式に基づいて融資申込者の希望する長野県内の商工中金各支店及び商工中金代理店(以下「指定金融機関」という。)に報告するものとする。

(8) 融資を受けようとするものは、当協会の推薦決定通知書写しを添付し、希望する指定金融機関に対し、借入れ申込みをするものとする。

(9) 指定金融機関は、独自の立場で借入れ申込み案件を審査し、その結果を当協会に速やかに報告するものとする。

(10) 当協会は、指定金融機関よりの報告を受理し、その適否について関係者に対し通知するものとする。

(11) 当協会にあって必要と認めた場合は、その融資枠を超えて融資を実施することができるものとする。

(注)既往融資については、融資時の利子補給率を適用するものとする。

4. 基金の管理

(1) 基金の繰入れ

毎事業年度交付される運輸事業振興助成交付金受給額のうち、当協会において定めた額を近代化基金に繰入れるものとする。

(2) 基金の管理

近代化基金は、商工中金に預託し、会長がこれを管理するものとする。

(3) 基金の管理方法

預託する近代化基金は、商工中金における利付商工債券・割引商工債券及び定期預金等に預託するものとする。

(4) 受取利息の帰属

近代化基金の預託によって発生する受取利息は、当協会(特別会計)に帰属するものとする。

5. 近代化基金による設備資金の融資

(1) 制度の趣旨

この融資制度は、近代化基金創設の基本的理念に則り、トラック運送事業の振興を図るために近代化・合理化の促進、輸送力の増強及び従業員の福祉施設の整備のために長期低利の設備資金の供給を行うために設けられた制度である。

(2) 融資対象者

近代化基金による設備資金の対象者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条第35条の許可を受けた貨物自動車運送事業者、その企業体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)で当協会の会員であること。

(3) 融資方法

融資推薦決定の通知を受けたものは、希望する長野県内の指定金融機関各支店に、所定の様式に基づいて借入れ手続きをとるものとする。

(4) 融資対象事業

融資対象事業については、次に定めるとおりとする。

- ① トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
- ② 福利厚生施設の整備に要する資金
- ③ 荷役機械・車両等の購入(代替を含む)及び車両の改造に要する資金
- ④ 配送センター等に敷設する太陽光発電設備に要する資金
- ⑤ テールゲートリフター導入に要する資金

(5) 融資条件

① 融資限度

融資限度については、トラック運送事業の公平な振興を図るとともに機会の均等を図ることを目的として次のとおり定めるものとする。

イ. 個別企業体の場合の最高限度額を「一般融資」に係るものについては3千万円以内、「ポスト新長期規制適合車」の導入に係るものについては5千万円以内で交付金運営委員会が定めた額とする。

ロ. 共同企業体の場合の最高限度額を1億円とする。

但し、個別事業又は共同事業に関わる大規模プロジェクト(投資総額が1億円を超えるもの)の融資対象事業については、交付金運営中央委員会に申し出ることができる。

② 再融資制限

個別企業及び共同体ともに再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が実行されているものに限る。

③ 融資の利率

この制度による借入金に対する利率は、指定金融機関所定のレートによるものとする。

④ 償還期間

この基金による設備資金の融資に係る償還期間は、10年以内とする。但し法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。

⑤ 据置期間

償還金の据置期間は、償還期間のうち6ヵ月以内とする。

⑥ 担保及び保証人

この基金によって融資を受ける者は、指定金融機関の定める担保及び保証人を必要とする。また、当協会においては債務保証を行わないものとする。

(6) 延滞利息の支払責任

元金及び利息等の支払が遅延することによって発生する延滞利息の支払いの責任は次の定めのとおりとする。

① 元金の返済に係るものについては、指定金融機関の借入金約定により借入者が負担するものとする。

② 当協会が利子補給によって支払うべき利息が、遅延することによって発生する利息は、当協会が支払いの責任を負うものとする。

③ 借入者が遅延した場合は、トラック協会の利子補給額を含めた遅延利息を借入者が支払いの責任を負うものとする。

(7) 調査受託義務

この融資を受けた会員は、当協会から要請があった場合には、本融資に係る添付書類の原本及び関係帳票を開示しなければならない。

(8) 利子補給の停止

① 借入者が正常な取引を維持することが困難であると判断される場合(例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、協会員の資格を失った時及び正常な義

務を果たさない者等)は、委員長の承認により利子補給を打ち切るものとする。

②この制度による融資を受けた者が、正当な事由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合は、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分の繰上げ償還措置をとるものとする。

③本要領、その他各種助成要綱等当協会が定める事項に違反したとき

④虚偽その他不正な手段により、融資を受けたとき

⑤不正な手段により、近代化基金融資を受けたことが判明した場合は、既に実施した利子補給金については、期限を定めて返還を命じることができる。

⑥返還を命じられた者については、長野県トラック協会の取り扱う全ての助成事業等に係る申請の受付及び交付決定は、当面の間行わないものとする。

(9)その他

融資に係る一連の書式(融資申込書・推薦状・事業計画等)については、別途定めるものとする。

(附則) (平成 23 年 4 月 1 日改正)

1. 本要領は、改正の日から施行する。
2. 本要領の 3. の②特定融資については、平成 28 年 8 月 31 日をもって廃止する。
3. 本要領の 3. の③ポスト新長期規制適合車導入に係る融資の特例は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

4. 本要領は、改正の日から施行する。
(平成 27 年 4 月 1 日改正)
5. 本要領は、改正の日から施行する。
(平成 28 年 4 月 1 日改正)
6. 本要領は、改正の日から施行する。
(平成 29 年 4 月 1 日改正)